



養護教諭の複数配置を！

先生、聞いて、聞いて、聞いて

経済的に厳しい状況が続く中、保護者の所得格差が子どもにも影響を与えています。

「先生、お母さんが“お金がないからまだメガネ買えない”って言うてる・・・。」



親のしんどさは子どものしんどさにつながり、保健室は、朝から満員です。一人ずついいねいにかかわってやりたいと思います！

養護教諭が複数校を兼務させられている学校では

毎日保健室にいてやりたいと思っても、一日おきにしかいることができません。

養護教諭が学校にいない日は、職員も子どもたちもとても不安です。

兼務校への移動に時間がかかり、実際に子どもたちと接する時間はわずかです。

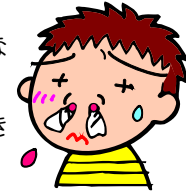
子どもたちがいるところすべての学校に、養護教諭を！

標準法では、3学級以上の小学校及び中学校に養護教諭を配置すると定めています。そのため、子どもの数が少ないへき地校や極小規模校では、養護教諭が配置されていません。

子どもの数が減ったことで、それまで配置されていた学校に、次の年には養護教諭が配置されなくなり、気になる子どもを残して転勤せざるを得なくなった場合もありました。子どもたちがいるところすべての学校に養護教諭の配置を求めます。

養護教諭が複数になると

- ★保健室には養護教諭がいつもいる安心感があります。
- ★子どもたちにゆっくり向き合うことができます。
- ★複数でいると、子どもたちを多角的に見て問題に対応することができます。
- ★救急処置も二人で確認しながらするので、確実なものになります。
- ★大勢の子どもたちの個別の相談にのることができます。



今、高校では・・・

2004年に高等学校設置基準が、養護教諭の「必置制」を「養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない」という努力規定に改悪されました。これにより今までも不十分な配置しかされなかった定時制、単位制の学校では、いっそう配置が遅れることが懸念されます。また、配置基準さえない通信制高校では、さらに困難な状況となります。

特別支援学校では・・・

特別支援学校では児童・生徒数61人以上になると複数配置となっています。障害の多様化によって在籍数が大幅に増加しています。在籍数が400人以上の学校でも2人配置のままという実態があります。

すべての子どもたちに養護教諭との出会いを！

養護教諭の全校・全課程配置を！